

～空き家除却工事の費用の一部を補助します～

平成29年度安中市空き家除却費補助金のご案内（概要版）

市では、地域の良好な景観を守り、安全で安心な暮らしを送るため、自発的に空き家を除却（解体）する人に、その費用の一部を補助する事業を実施します。

※補助金交付申請の前に事前申請が必要です。

補助対象者	・空き家（建物）の所有者 ・市税を滞納していない人 ・暴力団等でない人 ・空き家（建物）に共有者がいる場合は、全員から解体の同意を得ている人 ・空き家が建っている土地の所有者全員から解体の同意を得ている人
補助対象空き家	・補助対象者個人が所有し、空き家である戸建て住宅（店舗併用住宅含む） ※長屋、未登記、相続登記が完了していない、所有権以外の権利が設定されている空き家は対象外です。
補助対象工事	・空き家本体の解体撤去、処分工事 ・空き家の基礎、排水管などの地下埋設物の解体撤去、処分工事 ・空き家に附属する車庫、塀、植木、庭石などの解体撤去、処分工事 ・解体撤去後の埋め戻し、簡易な整地（舗装は除く） ・空き家に残っている家財道具の撤去処分 ・市内の業者に発注して行う工事 ※市内に本社（本店）がある法人か、市内に住所がある個人業者に限る
補助金額	・補助対象経費の3分の1（1,000円未満切り捨て） ・限度額20万円
補助件数	30件（1件あたりの補助金が20万円の場合） ※先着順ではありません。

補助金交付申請までの手順

①事前申請	事前申請書配布場所：地域創造課（松井田庁舎）または建築住宅課（本庁舎） 事前申請受付期間： 平成29年8月15日（火）～9月8日（金） 受付場所：地域創造課（市役所本庁舎での受付はありません） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く） ※書類は原則直接提出ですが、市外在住者は郵送でも受付ます。 ※事前申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。 ・事前申請では、補助対象者の条件の確認・審査を行います。 ・事前申請には、 <u>見積書や写真などは不要</u> ですので、所定の用紙にて申請してください。 ・事前申請できるのは、1空き家につき1名です。
②公開抽選の実施（申請多数の場合）	公開抽選日： 平成29年9月22日（金） ※公開抽選により本申請できる人を決定するほか、補欠順位を決定します。
③補助金交付申請（本申請）	本申請受付期間： 平成29年9月27日（水）～10月23日（月） ・市内業者の見積書、工事前の写真、抽選結果通知書など、所定の書類を添えて本申請をしてください。 ・本申請では、補助対象工事の条件の確認、審査などを行います。 ・本申請受付終了後、予算額に残額がある場合には、本申請できる人を補欠順位順に繰り上げます。 ・繰り上げの通知は、おおむね平成29年11月6日（月）までに行います。
④実績報告	提出期限： ①工事完了日から30日以内 ②平成30年4月10日（月） ①、②のどちらか早い日（厳守） 提出場所：地域創造課（市役所本庁舎での受付はありません） ・解体工事が完了したら、所定の書類を添えて報告してください。 ・書類審査後に、補助金請求書を提出し、交付となります。

※ すでに着工または完了している除却工事は対象外です。

※ 補助金の交付は、交付年度に関係なく、申請者につき1回限りです。